

飯塚市告示第85号

飯塚市協働のまちづくり応援補助金交付要綱(令和2年飯塚市告示第118号)の一部を改正する告示を次のように定める。

令和8年3月25日

飯塚市長 武井政一

飯塚市協働のまちづくり応援補助金交付要綱の一部を改正する告示

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この告示において使用する用語の意義は、飯塚市協働のまちづくり推進条例(令和2年飯塚市条例第11号)の例による。</p> <p>(対象団体)</p> <p>第3条 補助の対象となる団体(以下「対象団体」という。)は、次の各号のすべてに該当するものでなければならない。ただし、市長が必要と認める場合は、この限りでない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 原則として、<u>構成員が5人以上かつその2分の1以上が本市に住所を有する者である団体</u></p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) <u>国、地方公共団体又は民間団体から制度的補助等を受けていない団体</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(補助金の額等)</p> <p>第6条 補助金の額は、次の各号のとおりとする。</p> <p>(1) テーマ事業 対象経費の4分の3以内とし、<u>1回目の交付にあっては15万円、2回目の交付にあっては10万円、3回目の交付に</u></p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この告示において使用する用語の意義は、飯塚市協働のまちづくり推進条例(令和2年飯塚市条例第31号)の例による。</p> <p>(対象団体)</p> <p>第3条 補助の対象となる団体(以下「対象団体」という。)は、次の各号のすべてに該当するものでなければならない。ただし、市長が必要と認める場合は、この限りでない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 原則として<u>5人以上で構成されている団体</u></p> <p>(4) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(補助金の額等)</p> <p>第6条 補助金の額は、次の各号のとおりとする。</p> <p>(1) テーマ事業 対象経費の4分の3以内とし、15万円を上限とする。<u>ただし、先駆的な事業については20万円を上限とする。</u></p>

あつては5万円を上限とする。

(2) コミュニティ事業 対象経費の4分の3以内とし、1回目の交付にあつては15万円、2回目の交付にあつては10万円、3回目の交付にあつては5万円を上限とする。

(3) コラボ事業 対象経費の4分の3以内とし、1回目はこの交付にあつて20万円、2回目の交付にあつては15万円、3回目の交付にあつては10万円を上限とする。

2・3 (略)

(2) コミュニティ事業 対象経費の4分の3以内とし、15万円を上限とする。ただし、先駆的な事業については20万円を上限とする。

(3) コラボ事業 対象経費の4分の3以内とし、30万円を上限とする。

2・3 (略)

#### 附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。